

平成24年3月29日

家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局家庭局第一課長 浅 香 竜 太

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、民法等の一部を改正する法律（平成23年法律第61号）が4月1日から施行されますが、東京家庭裁判所から、面会交流事件の動向と社会及び家族の変化、家裁の実務の変遷、心理学等の知見からみた面会交流の意義等を概観したうえで同家庭裁判所における面会交流が争点となる調停事件の審理の在り方を検討した論説「面会交流が争点となる調停事件の実情及び審理の在り方－民法766条の改正を踏まえて－」の原稿が提出されました。

同論説は家庭裁判月報64巻7号に掲載される予定ですが、民法等の一部を改正する法律の施行を踏まえた各府における検討に有益な論説であると思われますので、別添のとおり参考に送付いたします。

については、関係する裁判官、書記官、家裁調査官等に周知していただくよう、よろしくお取り計らいください。

なお、本原稿は確定前のものであり、家庭裁判月報への掲載にあたっては、今後の校正等の過程でその内容が若干修正される可能性があります。 敬 具